

○ 保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件（平成十七年金融庁告示第四十九号）

改正案	現行
<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条第八号に規定する農業協同組合</p> <p>六 保険業法施行令第三十九条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合</p> <p>七〇九（略）</p>	<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条第七号に規定する農業協同組合</p> <p>六 保険業法施行令第三十九条第八号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合</p> <p>七〇九（略）</p>